

院内感染対策指針

1．院内感染対策に関する基本理念

当院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは当院にとって重要であります。このような考えのもとに、院内感染防止対策を全職員が把握し、この指針に則った医療を患者様に提供できるよう取り組みます。

2．院内感染対策のための組織及び体制に関する基本的事項

当院における感染防止対策を総合的に企画、実施するために、各部署からの構成員で組織する感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開いています。また、その下部組織として感染制御チーム(感染症対策専門の医師、看護師、薬剤師、検査技師で構成)を組織し、毎週1回院内を巡回して院内感染防止対策を推進するとともに、毎月1回会議を開催しています。

3．院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する職員研修を年2回またはそれ以上、全職員を対象に開催しています。

4．感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及び蔓延の防止を図るため、院内感染事例、院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報を分析、評価し、効率的な感染対策を立てます。

5．院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が異常発生した場合は、感染制御チーム主導により、速やかに発生原因を究明し、改善策を立案し、アウトブレイクの早期終息を図ります。

また、届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告します。

6．患者様等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や当院ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7．院内感染対策の推進のため必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、『院内感染対策マニュアル』を整備して、全職員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行います。